⒀　手続における交渉の有無　無。
⒁　契約書作成の要否　要。
⒂　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒃　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。
⒄　関連情報を入手するための照会窓口　上記4⑴に同じ。
⒅　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記2⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記4⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒆　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kouichirou Nakajima, Director General, Okinawa Defense Bureau, MOD
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : ①MC 0612 BEQ, New Architectural Work, Camp Schwab (2017) ②MC0613 BEQ, New Architectural Work, Camp Schwab (2017) ③MC0614 BEQ, New Architectural Work, Camp Schwab (2017)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : December 6, 2017, 12 : 00 noon
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : January 31, 2018, 12 : 00 noon
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Okinawa Defense Bureau, MOD 290―9 Aza-Kadena, Kadena-cho, Nakagamigun, Okinawa 904―0295 TEL 098―921―8131 (Ext. 155) FAX 098―921―8167

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、競争参加資格確認資料（以下「技術提案」という。）を共通化できる3件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の申請及び入札にあたっては、電子入札システムにおいて3件の工事が別々に案件登録しているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書の提出及び入札が必要である。

平成29年11月16日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　中嶋浩一郎

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

○第21号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
①　シュワブ（H29）隊舎（0612）新設機械工事
②　シュワブ（H29）隊舎（0613）新設機械工事
③　シュワブ（H29）隊舎（0614）新設機械工事
⑶　工事場所　①②③キャンプ・シュワブ内
⑷　工事内容　①②③本工事は、キャンプ・シュワブ内における以下の施設の整備に係る機械設備工事一式を行うものである。
1．隊舎新設（鉄筋コンクリート造6階建／延べ床面積　11,505㎡）
2．機器洗場新設（鉄筋コンクリート造1階建／延べ床面積　63㎡）
3．リサイクル・ゴミ置場新設（鉄筋コンクリート造1階建／延べ床面積　18㎡）
4．東屋新設（鉄筋コンクリート造1階建／延べ床面積　46㎡）
⑸　工期　①②③平成32年3月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　①②③空冷式冷凍機1台、ユニット型空調機6台、外調機用パッケージ型空調機6台、電気温水器2台、乗用エレベーター3台
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年11月16日付沖縄防衛局長）に示す手続きに従い、シュワブ（H29）隊舎新設機械工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
⑷　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「管工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が1,000点以上、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は800点以上であること。
⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げるアの工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げるイの工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
ア　1棟当たり延べ床面積5,000㎡以上の建物新設又は建物改修（全面改修）に係る空調設備工事
イ　1棟当たり延べ床面積2,500㎡以上の建物新設又は建物改修（全面改修）に係る空調設備工事
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。